

(1) 労働者側

争議團ハ本月二日より日本橋区坂本町一八ニ本部ヲ設置シ組合幹部ノ指導ヲ受ケツ、アルニ何等不徳ノ行動ナシ
小會社側

事業主ニ於テハ出入ノ車夫四名ニ毎月七拾圓ニテ請負、ハン店
ルン以テ前記四名ノ復職ハ絶対拒絶シ解雇手當ノ増額ニ
テ解決スル意嚮ナリ

右及申(通) 罷復也

参事第四七九三號

昭和六年十一月二日

監督視察 高橋守権

平岡 不取より一八名解雇

内務大臣 安達謙藏 殿

社會局長 官 殿

各鎮村縣長 官 殿 (八十八有焉)

一〇一四一〇、二八

経費之ニ五〇

堂切 九六

此合閣係 十シ

南部鐵道株會社ニ於ケル従業員解雇ニ伴フ
紛議ニ関スル件(第二報——解決)

要旨

(1) 噴霧器ノ修理拒絶セラレタル従業員ハ持テ抗議、結果到着運動 系カセラル
メント見込ニテ持ツテ十月二十日運動开始、右明セリ
(2) 被解雇者等、十月二十八日解雇手當ヲ受領シ紛議解決セリ

標記ノ件ニ關シ従業員側ハ九十六名ヨリ調印ヲ取リ會社ニ對シ

